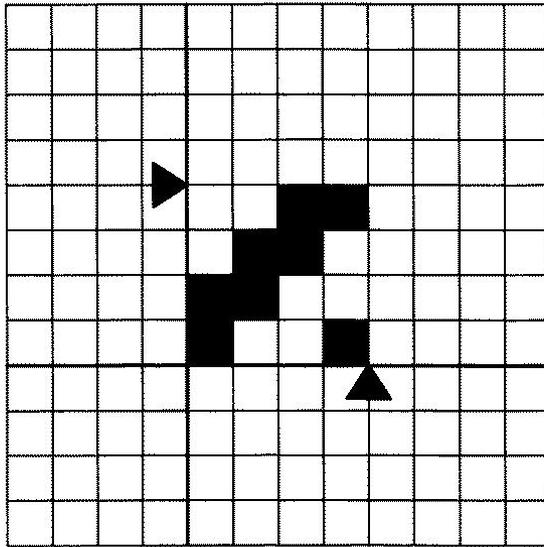


繊維

安価に高級感のある洋服を提供できる合繊混布地

発明の名称	合繊混布地、及び洋服		
出願人/権利人	株式会社ITOI生活文化研究所	発明者	糸井 徹
出願日	平成30年8月24日	出願番号	2018-157838
公開番号	—	特許番号	6581703
法的状態	登録中		

代表図



合繊混布地に用いられる織柄の一例での組織図

発明の概要

合繊混布地、及び合繊混布地が服地として用いられた洋服

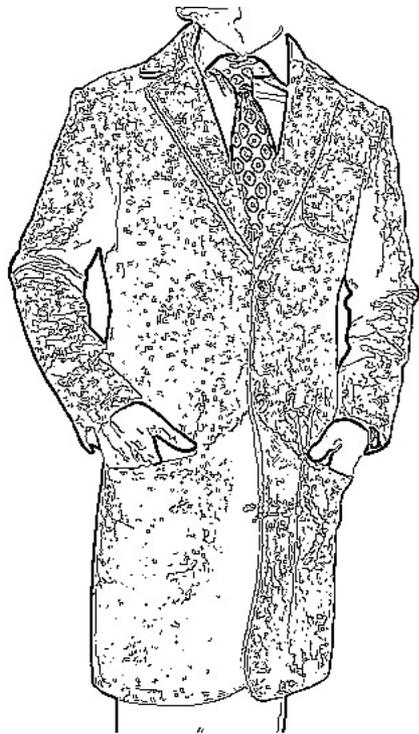
特徴

本発明の合繊混布地は、ウール・ポリエステル繊維・アクリル系繊維が混紡された混紡糸または、混紡糸を主に含んで構成された布地で、アクリル系繊維の平均繊維度が0.5dtex以上かつ1.4dtex以下である合繊混布地である。ウール服地特有の風合いや色の深みなどの情緒性にかかわる高付加価値性と機能性の安定化が実現する。例えば、水に濡れたり家庭用洗濯機で洗濯されたりしても、乾燥後にしわになりにくい。しかもファインなウールを使わず、レギュラーなウールで対応できるので製造コストの軽減にもつながり、高級感のある布地を安価に提供できる。

関連分野

その他製造

応用の可能性



洋服



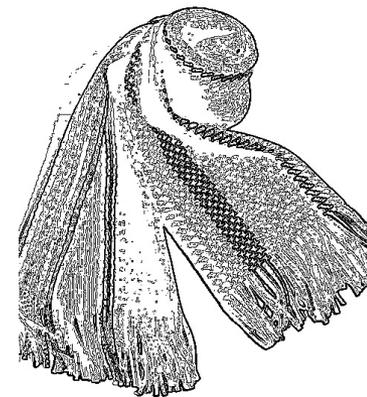
手袋



帽子



寝具



マフラー



靴下

など

応用の可能性

- ・洋服
- ・手袋
- ・靴下
- ・帽子
- ・マフラー
- ・寝具 など

本技術の活用が見込める企業の一例

- ・株式会社ファーストリテイリング
- ・株式会社しまむら
- ・青山商事株式会社
- ・株式会社ワールド
- ・株式会社AOKIホールディングス
- ・株式会社三陽商会
- ・株式会社リーガルコーポレーション
- ・株式会社ゴールドウイン
- ・株式会社ナイガイ
- ・ヤマトインターナショナル株式会社
- ・株式会社デサント
- ・株式会社ワコールホールディングス
- ・株式会社西松屋チェーン
- ・株式会社ルックホールディングス
- ・西川株式会社
- ・株式会社丸八ホールディングス
- など

株式会社ITOI生活文化研究所の本発明に関する最新動向

- ・株式会社ITOI生活文化研究所のホームページ(<http://itoitextile.com/>)には、本件特許に関連する情報は見受けられない。